

イギリスの2013年名誉毀損法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶

【目次】

はじめに

I 名誉毀損の歴史的経緯及び概要

1 歴史的経緯

2 2013年法以前の名誉毀損の概要

II 論点と制定に至る経緯

1 論点

2 制定に至る経緯

III 法律の概要

おわりに

翻訳：2013年名誉毀損法

不都合な報道にイギリスでの訴訟を利用して圧力をかける、いわゆる「ライベル⁽¹⁾ツーリズム (libel tourism)」が盛んに報道を騒がすようになり、ロンドンが「ライベルの都」、「スー (訴訟) という名の街」といったありがたくない異名を頂戴することとなった⁽²⁾。

2013年名誉毀損法 (Defamation Act 2013 (c.26)、以下「2013年法」という。) は、こうした法制度に対し国内外から高まった改正の圧力を受け、名誉の保護と表現の自由のバランスを再調整するために成立した法律である。

本稿では、その制定の経緯と概要を略説し、末尾に同法の翻訳を付す。

はじめに

イギリスの名誉毀損法は、社会の安定を保つため君主や国内有力者に対する批判を封じる刑事法の流れをくみ、貴族階級の、時代が進んで紳士階級の名誉を守る手段として発達した。このため立証責任全般が被告に重く課され、裁判では法律扶助が受けられず、時間と費用がかかる陪審審理が常態化する等、原告側にとって有利な制度が組み込まれていた。

インターネットが市民の意見表明の場として発達してくると、富裕層や企業が都合の悪い見解をこうした制度を利用して封殺する事例が目立つようになり、あるいは外国の企業や富豪が

I 名誉毀損の歴史的経緯及び概要

1 歴史的経緯

イギリスにおける名誉毀損法の歴史的発展は、二つの流れがあるといわれる⁽³⁾。一つはコモン・ロー⁽⁴⁾に基づく民事訴訟として扱われてきたもので、元々は11世紀頃から流言の類を取り締まるため宗教裁判所の管轄で処理されていたが⁽⁵⁾、15世紀末からコモン・ロー裁判所へと移管されるようになった。なお、当時の名誉毀損案件はほとんどが口頭によるものであり、1660年の王政復古までライベルとスランダーの区分はされていなかった。

(1) 名誉毀損はその公表手段によって「文書・図画による名誉毀損 (libel、本稿においては以下「ライベル」という。)」と「口頭による名誉毀損 (slander、本稿においては以下「スランダー」という。)」に大別される。現行の解釈では、ライベルは恒久的に残る性質のもの、スランダーは一時的な性質のものとなる。

(2) Geoffrey Robertson and Andrew Nicol, *Media Law*, Sweet & Maxwell, 2007, p.93.

(3) William Holdsworth, *A history of English law*, vol.5, Methuen, 1924, p.205

(4) イングランド及びウェールズの法律の基礎を形成してきた成文化されていない慣行法体系で、中世以降のイングランドの裁判所による判例等に準拠している。

(5) Geoffrey Robertson and Andrew Nicol, *op. cit.* (2), p.95.

もう一つの源泉が、社会秩序の維持を目的として、体制への信頼を守るためにエドワード (Edward) 一世が 1275 年に定めた法律「高位の人に対する中傷 (scandalum magnatum)」である。これは国王、国民、王国の有力者の間に不和を招き、又は名誉を傷つける言説をなした者を投獄することを定めた扇動ライベル (seditious libel) の規定である。通常の裁判所で裁くのが難しい有力者を裁くため 1488 年に設置された星室庁 (Star Chamber) は、設立当初から国家や教会への批判や名誉毀損をライベルとして取り締まり、治安妨害案件とみなした個人に対する名誉毀損も刑事及び民事の訴訟として扱った。これは特に、貴族間で名誉毀損の解決法として横行していた決闘を取り締まるという目的もあった。

星室庁の廃止 (1641 年) と王政復古 (1660 年) の後、星室庁管轄の名誉毀損案件もコモン・ロー裁判所である王座裁判所⁽⁶⁾でまとめて扱われることとなった⁽⁷⁾。

こうした中世以来のライベルの系譜に加え、19-20 世紀にかけての紳士階級の成立が、名誉毀損法に与えた影響も指摘される⁽⁸⁾。すなわち、紳士は常に自分の価値を問われており、名誉毀損を訴え出るとは原告が本当に紳士であるか

否かの試金石とみなされた。裁判官達もこうした風潮を踏まえる形で、紳士の人格に対する非難は虚偽であり、悪意をもって公表され、その評判に深刻な被害を与えるという前提で、立証責任を被告 (特に台頭しつつあった大衆紙) に負わせるようになったというのである。

なお刑事案件としてのライベルは、徐々に使われなくなり、2009 年検視官及び司法法 (Coroners and Justice Act 2009 c.25) 第 73 条をもって完全に消滅した。

2 2013 年法以前の名誉毀損の概要

これまでイギリスにおける名誉毀損 (defamation) はコモン・ローの運用に依拠する所が大きいため完全に成文化されておらず、制定法による介入も限定的だった⁽⁹⁾。名誉毀損の定義としてよく引用されるのが、「名誉毀損に該当する声明 (statement) とは、ある者を憎悪、軽蔑、又は嘲笑に晒すことで当該者の評判 (reputation) を傷つけるもの、並びに当該者についての社会の正直な構成員の評価を下げるもの」⁽¹⁰⁾ という定義である⁽¹¹⁾。

以下に 2013 年法制定以前の名誉毀損訴訟の要点を、デビッド・プライス著の「名誉毀損の法的手続及び実務」⁽¹²⁾に基づき、2013 年法の改

(6) 元々はコモン・ロー下で民事案件を扱った民訴裁判所だが、現在は高等法院の中の王座部 (又は女王座部) となっている。

(7) The Law Reform Commission of Ireland, *Consultation Paper on The Crime of Libel*, August 1991. <http://www.lawreform.ie/_fileupload/consultation%20papers/cpCrimeofLibel.htm> 以下、インターネット情報は 2014 年 6 月 30 日現在である。

(8) Geoffrey Robertson and Andrew Nicol, *op. cit.* (2), p.96.

(9) Alexander Horne, "Defamation Bill: Bill No.5 2012-13", *Research Paper* 12/30, House of Commons Library, 28 May 2012, p.1. 名誉毀損法と題された法律は 1952 年、1996 年及び 2013 年の 3 本しかない。

(10) 常任上訴貴族であったジェームズ・アトキン (James Richard Atkin) 男爵が 1936 年に下した、*Sim v Stretch* [1936] 2 All ER 1237, 1240 の判決による。なお、常任上訴貴族 (Lord of Appeal in Ordinary) とは、上院で裁判を担当する一代貴族で Law lord ともいう。この職は 2005 年憲法改革法で上院から司法機能が最高裁判所に移管された際に廃止され、現職者は同裁判所の裁判官となった。

(11) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Press standards, privacy and libel: Second Report of Session 2009-2010*, vol.1, 9 February 2010, p.36. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200910/cmselect/cmcmums/362/362i.pdf>>

(12) David Price et al., *Defamation Procedure & Practice*, Sweet & Maxwell, 2009.

正に直接かかわる部分を中心に列記する。

(1) 被害の証明

被害が継続的なものとなりうるライベルは他の要件なしに賠償請求しうる (actionable per se) と規定され、原告は、名誉毀損によって被害を証明する必要がない。より被害が軽いと想定されるスランダーにおいては原告の立証責任が大きく設定され、声明が次の4つのいずれかに該当するのでない限り、特別な被害 (金銭に換算されなければならない、傷ついた感情、声明の公表後に患った心身の病等は勘案されない) が生じたことを証明しなければならない⁽¹³⁾。

- a. 原告が拘禁刑に値する罪を犯したとする主張 (コモン・ローを根拠とする)
- b. 原告が伝染性の病気に罹患しているとする主張 (コモン・ローを根拠とする)
- c. (女性限定) 原告が不貞であるとする主張 (1891年女性に対するスランダー法を根拠とする)
- d. 声明が公表された時原告が保持する職業に関連して、その評判を損なう可能性が高い主張 (1952年名誉毀損法を根拠とする)

(2) 抗弁⁽¹⁴⁾

名誉毀損の訴えに対しては、被告から次のような抗弁を行うことができる。

- ・ 正当性 (justification) : 声明が真実であることは抗弁となる。被告側の悪意の有無も問われない。

- ・ 公益に関わる事案の公正な批評 (fair comment on a matter of public interests) : 問題の声明が公益に関わる事案についての事実に基づく意見であり、正直な人物が当該問題に関して抱きうるものである場合、悪意が無いことを条件に抗弁となる。レイノルズ対タイムズ紙裁判⁽¹⁵⁾において、報道の自由の防壁として確立された免責であり、被告は批評の根拠が正しい事実であることを証明しなければならない。公益に関わるとは、公衆が問題となる事案について、広く正当な関心を持つことをいい、批評は被告がそれを心から信じていれば、主観的なものであってもよいとされる。
- ・ 公益に関わる問題の責任ある報道 (responsible reporting of issues of public interest) : これも「公益に関わる事案の公正な批評」と並んでレイノルズ対タイムズ紙裁判を契機に成立した抗弁であり、「レイノルズ抗弁 (Reynolds defense)」と俗称される。メディアによる報道を対象としたもので、当該報道を公表することが公益に合致し、かつその情報収集と報道に当たって公正かつ責任感のある対応を取ったこと、及び悪意が無いことが証明できれば、最終的に報道内容が間違っているとしても抗弁が成立する。
- ・ 絶対的免責 (absolute privilege) : 議会における声明、議会の命令で刊行された報告、イギリスの裁判所、EU司法裁判所、欧州人権裁判所、国連安保理事会の設立した裁

(13) *ibid.*, pp.41-42, 44-45.

(14) この箇所の記述に際しては、Andrew Burrows, *English Private Law*, Oxford University Press, 2007. 及び David Price et al., *op. cit.* (11). を参照した。

(15) 元アイルランド首相のアルバート・レイノルズが、任期中にアイルランド議会を誤らせた等と報道したサンデー・タイムズ紙 (以下、ST紙) を訴えた事件で、ST紙は政治に関わる報道にはその公共性から限定的免責を及ぼすべきと論じた。最終審理を行った上院は、一定の条件を満たすことで限定的免責は成立するが、当該の裁判ではST紙がこれを満たしていないとの判決を下した。House of Lords, *Judgments -- Reynolds v. Times Newspapers Limited and Others*, 28 October, 1999. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld199899/ldjudgmt/jd991028/reyn01.htm>>

判所等の裁判手続の報告がこれに該当し、絶対的抗弁となる。被告側の悪意の有無も問われない。これ以外にも高官とその顧問の間の伝達、又は弁護士と顧客の間の伝達等も絶対的免責に該当するという見解もあるが、確定的なものではない。

- ・限定的免責 (qualified privilege) : コモン・ローに基づくものと制定法 (主に 1996 年名誉毀損法) に基づくものをまとめたカテゴリーである。前者については、問題となる声明を公表した者にそれを行うための正当な義務又は利害関係があり、その声明を受け取る側にもそれを受け取るための正当な義務又は利害関係がある場合がこれにあたり、後者については議会、裁判、欧州連合の組織等に関する公正かつ正確な報告がこれに該当する。いずれも悪意が無いことを条件に抗弁となる。
- ・賠償の申し出 : 被告は裁判の早い段階で謝罪と賠償 (額は裁判官が決める) の申し出を行うことができる。これを原告が受け入れた場合、和解が成立し、申し出通りの謝罪と賠償が行われる。受け入れなかった場合、問題となった声明が事実でなく、かつこれが名誉毀損に該当することを被告が知っていたことを原告が証明しない限り、抗弁が成立する。

(3) 公表の回数にかかる規則

名誉毀損の声明を繰り返すことは新しい公表を行ったものとみなされ、前の公表から 1 年以内に次の同じ内容の公表を行った者に対して訴訟を行うことが可能となる (多重公表ルール)。声明が繰り返されることが最初から予期できた場合、最初の公表を行った者はそれぞれの新しい公表に対して責任を負うことになる⁽¹⁶⁾。

(4) 陪審審理

原告及び被告いずれかの主張に基づいて、陪審審理を行うことができる。ただし裁判官は訴訟の結果が最初から明らかな場合、被告に有利であれば早期に裁判を棄却し、原告に有利な場合は判決に入る等の即決処理を行うことができる。

(5) 裁判所の権限

裁判所は差止命令を発することで、被告が同様の名誉毀損の声明公表を行うことを阻止することができる。これに対する違反には法廷侮辱罪で拘禁刑又は罰金刑が科せられる。裁判官又は陪審は被告に謝罪を強制することはできないが、上述した即決処理の場合、被告に判決の概要を公表することを強制できる。

II 論点と制定に至る経緯

1 論点

2013 年法制定以前の名誉毀損については、メディア業界を中心に、これが言論の自由を損なうものであり、改正の余地があるとする声が上がっていた。論点となるのは、以下に示すようにライベル訴訟における原告と被告の不平等、高い訴訟費用、インターネットへの対応、そしてこれらの問題を背景に浮上してきたライベルツーリズムである。

(1) ライベル訴訟における原告と被告の不平等

原告はイギリスにおいて守るべき評判があり、声明がこれを損なう名誉毀損に該当する旨を証明すればよく、声明の真偽、具体的な被害、被告の悪意又は未必の故意の有無を証明する必要がない。コモン・ローにおいて裁判所は、「深刻性の閾値 (threshold of seriousness)」を超え

(16) Andrew Burrows, *op. cit.* (13), p.1287.

ない案件を棄却する権限を持つが、ライベルの場合、原告の評判に最小限の被害 (minimal harm) が与えられたと証明するだけで訴訟が成立する⁽¹⁷⁾。

一方で、被告は抗弁が成立することを証明する重い負担を負うことになる。また近年になって導入されたレイノルズ抗弁も、これが成立した判決の中で成立条件についてのガイドラインが確立しており、一部の下位裁判所の裁判官がその条件を厳密に解釈しすぎるため成立が困難となったり⁽¹⁸⁾、あるいは対象が調査報道に限定される⁽¹⁹⁾等の問題が指摘された。

なお、名誉毀損法の是正を求める科学振興慈善団体センス・アバウト・サイエンスが2011年6月22日に公表した資料によると、名誉毀損訴訟における原告の勝率は90%であった⁽²⁰⁾。

(2) 高い訴訟費用

名誉毀損は、訴訟費用の高さと法的扶助の不在から伝統的に「金持ちのためにある不法行為 (rich man's tort)」と呼ばれてきた⁽²¹⁾。イギリスにおける名誉毀損訴訟の費用は欧州諸国平均の140倍といわれ⁽²²⁾、賠償額よりも訴訟費用が大きな負担となることが知られている。

理由としては、法律が複雑でその解釈も明確

さに欠けること⁽²³⁾で専門性の高い弁護士が必要であること、被告と原告を問わず資金力で大きく勝る側が遅滞戦術をとることで、議論ではなく「資金力勝負」に持ち込めること等が挙げられる⁽²⁴⁾。司法省は、名誉毀損の弁護士にかかる費用を時間当たり400-600ポンド (6万8000円から10万円) と見込んでいる⁽²⁵⁾。

また、先述したように裁判が陪審審理となった場合、裁判官の裁量で早期解決に持ち込むという選択肢が限定されてしまい、裁判が長引き、その分費用がかさむことになる。

(3) インターネットへの対応

インターネットの普及に伴い、ネット上の書き込みについて名誉毀損が訴えられることが増えてきた。2001年に決着したゴッドフリー対デーモンインターネットサービスの判例⁽²⁶⁾で、インターネットサービス事業者 (以下、ISP という。) やホストは、書き込みが名誉毀損に当たることを知っていながら放置していた場合は責任を問われることが確定した⁽²⁷⁾。しかし掲示板等の管理者を置いた場合、「知らなかった」という抗弁が成立しなくなるリスクがあるため、多くのISPやホストは最初から書き込みを監視することなく放置し、名誉毀損の抗議があれば

(17) House of Lords House of Commons Joint Committee on the Draft Defamation Bill, *Draft Defamation Bill*, 12 October 2011, p.25. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201012/jtselect/jtdefam/203/203.pdf>>

(18) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *op. cit.* (10), pp.42-43.

(19) Jo Glanville, *Free Speech is not for Sale: the Impact of English Libel Law on Freedom of Expression*, a report by English Pen & Index on Censorship, 10 November 2009, p.9. <<http://www.libelreform.org/the-report?showall=1>> 参照ページはPDF版のものであるが、既にサイトから消されているためhtml版へのリンクを付す。

(20) A quick guide to libel laws in England and Wales. <http://www.senseaboutscience.org/data/files/A_quick_guide_to_libel_laws_in_England_and_Wales.pdf>

(21) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *op. cit.* (10), p.61.

(22) House of Lords House of Commons Joint Committee on the Draft Defamation Bill, *op. cit.* (16), p.17.

(23) *Ibid.*

(24) 特に資金力のある大手メディアは法廷で遅滞戦術をとることで、ニュースの鮮度が保たれている期間は記事の取下げに抵抗を続けるとの指摘もある。

(25) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *op. cit.* (10), p.70.

(26) *Godfrey v. Demon Internet Limited* [1999] EWHC QB 244.

(27) "Demon settles net libel case", *BBC News*, 30 March, 2000. <<http://news.bbc.co.uk/2/hi/science/nature/695596.stm>>

中身を吟味することなくこれを削除するという運営方法が常態化することとなった⁽²⁸⁾。

さらに、多くの著者や出版者にとって、インターネットは名誉毀損訴訟に対する脆弱性を増すこととなった。ネット上に公開された記事は、たとえ元々のサイトから消されてもアーカイブ化されて残る可能性が高く、それが閲覧されるたびに前述した多重公表ルールに基づいて名誉毀損の訴因が発生する⁽²⁹⁾。加えて、外国のサイトで公開された記事がイギリスで簡単に閲覧されることで、評判を損なったと主張することが可能となるからである。

(4) ライベルツーリズム

いわゆる「ライベルツーリズム」とは、原告及び被告の双方がイギリスに本拠地を持たないにもかかわらず、名誉毀損に該当する声明がイギリスで出版物として出た、あるいはインターネットを通じて閲覧できるという理由で、イギリスの裁判所に訴え出る事例である。これを問題視する主張は主に法改正を求めるメディア業界から出されているが、法曹業界からは反論があり、2009年に報告された⁽³⁰⁾名誉毀損訴訟83件の内、ライベルツーリズムに該当するのは3件に過ぎないと指摘されている⁽³¹⁾。

しかし実際の件数に関係なく、「ライベルツーリズムは言論封殺の武器」というイメージが国際的に定着しているのは紛れもない事実であ

る。特に重く受け止められたのが、サウジアラビアの富豪ハリード・ビン・マフフォуз (Khalid bin Mahfouz) 氏が、同氏のテロ支援疑惑を2003年に報じたイスラエル出身のアメリカ人レイチェル・エーレンフェルト (Rachel Ehrenfeld) 博士のアメリカで出版された本を、イギリスで訴えた事件である。エーレンフェルト博士はイギリスの法廷に出頭することを拒否して、アメリカ国内でライベルツーリズムによる表現の自由侵害に対する反対運動を起こした。

この結果、ニューヨーク州、イリノイ州、フロリダ州、カリフォルニア州で、アメリカ合衆国と同等の言論の自由を保障していない国の名誉毀損判決の執行に拘束力を認めないとする法律が制定され、同様の規定をアメリカ国民全体に適用する「不朽かつ不動の憲法の伝統を防護する法律 (Securing the Protection of our Enduring and Established Constitutional Heritage Act, P. L.111-223)」、略称「言論法 (Speech Act)」が連邦議会上下両院の超党派的支持を得て成立し、2010年8月10日にオバマ大統領の署名を得て施行された⁽³²⁾。

こうしたアメリカ側の強い反応には、テロやイスラム過激派の関係者が、不都合な議論を封殺する「法律を利用した戦争 (lawfare)」⁽³³⁾としてライベルツーリズムを利用しているという認識があった⁽³⁴⁾ため、イギリスの法制度を(言論に対する)テロと断じる⁽³⁵⁾アメリカの反応は、

(28) House of Lords House of Commons Joint Committee on the Draft Defamation Bill, *op. cit.* (16), pp.53-54.

(29) House of Lords House of Commons Joint Committee on the Draft Defamation Bill, *op. cit.* (16), p.37.

(30) 実際に高等法院に提訴された案件の半分以下である。

(31) Michael Peel, "Doubts over 'libel tourism' fuel debate", *Financial Times*, 31 August 2010.

(32) Roy Greenslade, "Obama seals off US journalists and authors from Britain's libel laws," *The Guardian*, 11 August 2010. <<http://www.theguardian.com/media/greenslade/2010/aug/11/medialaw-barack-obama/print>>

(33) エーレンフェルト博士が設立した非営利団体 American Center for Democracy において言論法成立を祝う博士のスピーチ動画。問題の部分は4' 30"あたり。<<https://www.youtube.com/watch?v=2OXIWekISFk>>

(34) Memorandum submitted by Brooke M. Goldstein, Director, *The Legal Project at the Middle East Forum*, March 2009. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200809/cmsselect/cmcumeds/memo/press/ucps4602.htm>>

(35) ニューヨーク州で成立した法律は、「2008年ライベルテロリズムからの防護法 (Libel Terrorism Protection Act 2008 S.6687/A.9652)」と名付けられていた。

イギリスの法曹界を狼狽させるものだった⁽³⁶⁾と評価されている。

こうした外圧はアメリカからに限ったものではなく、国連人権委員会も報告の中で、イギリスのライベル法がライベルツーリズム等を通じて公益問題をメディアが批判的に報じることを妨げ、インターネットと海外メディアの国際的な発信が普及したことで、世界規模で表現の自由を妨げかねないと懸念を表明している⁽³⁷⁾。

2 制定に至る経緯

イギリスの議員はメディアを名誉毀損法で訴えることが多く、法改正には乗り気ではなかったが、2008年4月19日のガーディアン紙記事で、カイロプラクティック治療を効果がないと評したジャーナリストのサイモン・シン (Simon Singh) 氏を英国カイロプラクティック協会が訴えた事件を契機に状況が変わった。協会は記事を掲載したガーディアン紙ではなく、個人としてのシン氏を狙って訴訟を起こしており、これが法律を利用して議論を封殺する恫喝行為だとして科学者、学会が声を上げ始めたからである⁽³⁸⁾。実際に名誉毀損訴訟の10%は科学と医薬に関連したものであり、一般開業医の80%が名誉毀損を恐れて薬物治療について公に語るのを避けると指摘されており⁽³⁹⁾、事件はそうした印象を裏づけるものだった。この訴訟が世論を動かしたことで法改正に向けた動きに弾みがつ

き⁽⁴⁰⁾、主要三政党が法改正をマニフェストに掲げるに至った⁽⁴¹⁾。

2010年5月27日に自由民主党の上院議員レスター (Anthony Paul Lester) 卿が議員立法として名誉毀損法案を提出したが、同年7月に第二読会を通過して以降進まず廃案となった。この法案を参考にした上で、2011年3月15日司法省が名誉毀損法案草案と協議書⁽⁴²⁾を提出した。草案は同年4月から7月にかけて上下両院合同委員会で審議され、10月19日に報告書が提出された。合同委員会は草案で提示された陪審審理と多重公表ルールの廃止を評価しつつも、訴因となる深刻な被害の要件の一層の厳格化や、訴訟費用削減のための施策が不充分であるとした。

政府は合同委員会の提案、特に、深刻な被害の要件、査読を経た記事の免責 (後述のⅢ(1)(2)を参照) 等がある程度受け入れて2012年5月12日に法案を下院に提出した。法案は9月12日に下院の第三読会を通過し、10月8日に上院に送付された。上院の委員会審議が終わり、2013年2月5日の報告審議となった時、労働党のプットナム (David Terence Puttnam) 卿がメディアによる名誉毀損を裁定する機関の設立を定める改正案を駆け込みで提出した。これを上院与野党が支持 (採決 272 対 141) し、逆に政府が受け入れない姿勢を示したため、一時は成立が危ぶまれることとなった。この規定は

(36) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *op. cit.* (10), p.53.

(37) Human Rights Committee, *Consideration of Reports submitted by States Parties under Article 40 of the Covenant Concluding Observations of the Human Rights Committee: United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland*, 93rd Session, 7-25 July 2008, p.7. <<http://www.5rb.com/wp-content/uploads/2008/08/UN-Human-Rights-Committee-Report-2008.pdf>>

(38) Steve Connor, "Silenced, the writer who dared to say chiropractice is bogus," *The Independent*, 4 June 2009. <<http://www.independent.co.uk/news/science/silenced-the-writer-who-dared-to-say-chiropractice-is-bogus-1696408.html>>

(39) House of Lords House of Commons Joint Committee on the Draft Defamation Bill, *op. cit.* (16), p.32.

(40) Alex Novarese, "The Death of Libel?", *Legal Week* 13.17, May 12, 2011, pp.14-18.

(41) Simon Singh, "A pivotal moment for free speech in Britain," *The Guardian*, 15 April 2010. <<http://www.theguardian.com/science/blog/2010/apr/15/simon-singh-libel-reform>>

(42) イギリスでは政府が主要政策を導入するに当たって、公開協議を行い、これについて国民の意見を募る制度があり、その時に資料として発表されるのが協議書である。

元々ニュース・オブ・ザ・ワールド紙の盗聴事件を契機に設立されたレヴェソン公開審問会が、2012年11月29日に発表した報告書の提言を法制化しようとするものであるが、メディア業界の強い反発を恐れる政府の慎重姿勢に上院内では不満の声が強かった。しかし2013年4月23日には上院側が折れる形でレヴェソン条項と呼ばれた改正案は削除され、同25日に2013年法が成立した。同法は2014年1月1日に施行された。

Ⅲ 法律の概要

2013年法の趣旨を本章において順次略説する。(1)から(5)までは「I-2 2013年法以前の名誉毀損の概要」の同じ番号の規定に対応している。

(1) 被害の証明 (第1条、第14条)

ライベルにおける、被害を証明する責任を被告から原告に移す。具体的には、原告は、問題となる声明が原告の評判に深刻な被害を及ぼすか、その可能性が高いことを証明せねばならず、さらに原告が営利企業の場合は、その被害を金額で証明しなければならない。また伝染病の罹患と女性の不貞に関するスランダーに関して、原告は特別な被害が生じたことを証明しなければならない。

(2) 抗弁 (第2～7条)

- ・ コモン・ローの抗弁の条件となる「正当性 (justification)」を「真実 (truth)」に改める。基本的には元のコモン・ローを成文化したものであると見られている。
- ・ コモン・ローの抗弁の条件となる「公正な批評 (fair comment)」を「正直な見解 (honest

opinion)」に改める。公益に関わる事案でなくても成立するという点が、公正な批評と異なる。

- ・ コモン・ローの抗弁の条件となるレイノルズ抗弁を「公益事項の公表 (publication on matter of public interest)」に改める。これは、レイノルズ抗弁が抗弁の方法として依拠するには判例法として十分な件数を重ねておらず、成文化が必要という NGO や学術関係者の意見⁽⁴³⁾を、上下両院合同委員会が是としたことから盛り込まれた規定である。レイノルズ抗弁で定められていたガイドラインが成文化されておらず、また事実関係報道においては「公正かつ責任感のある対応」が成立条件となっていない等新しい点もあるが、コモン・ローとの差異が生じるかどうか分かるのは今後の裁判所の運用次第と考えられる。
- ・ 絶対的免責及び限定的免責の対象を国外の機関等の報告に拡大する。
- ・ 名誉毀損となる声明が投稿されたウェブサイト管理者を対象とする新しい抗弁を定める。本抗弁は、原告から出された苦情通知に正しく対応していれば成立する。詳細は2013年12月2日に制定された2013年名誉毀損 (ウェブサイト管理者) 規則 (The Defamation (Operators of Websites) Regulations 2013 SI2013 No. 3028) に定められており、苦情を受けた管理者は48時間以内に投稿者に苦情があったことを告知し、5日以内に①投稿者から規定に則った形での返事がない場合、②投稿者が削除に同意した場合は削除を行い、③投稿者が削除に同意せず身元情報を開示した場合は削除しない、といった対応をとることとなる。③の場合、投稿者は身元情報を苦情通知者に

⁽⁴³⁾ Ministry of Justice, *Report of the Libel Working Group*, 23 March 2010, pp.25-26. (<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110201125714/http://www.justice.gov.uk/publications/docs/libel-working-group-report.pdf>)

伝えないよう管理者に要請することもできるが、裁判所の命令があった場合管理者は苦情通知者への開示を義務づけられる。

- ・科学的又は学術的雑誌（医学、技術関係を含む）等において、査読（peer-review）を受けた資料を免責対象とする。これも2013年法で新たに定義された抗弁である。

(3) 公表の回数にかかるルール（第8条）

単一公表ルールを導入し、実質的に多重公表ルールを廃止する。

(4) 陪審審理（第11条）

裁判所が特に命じない限り、名誉毀損の訴訟は陪審審理を行わないものとする。今後陪審審理の対象となるのは、重要な公人（senior figures in public life）の社会的信用が問われる審理と想定される⁽⁴⁴⁾。

(5) 裁判所の権限（第12条、第13条）

裁判所は、通常の審理で解決され被告の敗訴で終わった案件でも、被告に判決内容の概要を公表することを命じることができる。また、名誉毀損に該当すると判断した声明について、ウェブサイト管理者に声明の削除を要求し、あるいは書籍の流通業者、書店等に該当する資料の販売停止を求めることができる。

(6) 国外からの訴訟（第9条）

イギリス、その他の欧州連合加盟国及びルガ

ノ条約⁽⁴⁵⁾締結国（デンマーク、アイスランド、ノルウェー及びスイス）に本拠地を持たない者に対する訴訟を受け付けるための要件を厳格化し、「ライベルツーリズム」を制限する。

(7) 著者、編集者等でない者に対する訴訟（第10条）

著者、編集者、出版者への訴訟が実質的に不可能な状況を除き、これらに該当しない者に対する訴訟を受け付けないものとする。主に書籍販売業者のような「二次的公表者（secondary publisher）」の保護を目的としているが、上述したウェブサイト管理者の抗弁と併せて、オンラインの仲介者の保護にも役立つと目されている⁽⁴⁶⁾。特に純粋なISPに関しては、ウェブ管理者に該当せず、こちらの条項を使って訴訟に対抗することになるとの見解も出されている⁽⁴⁷⁾。

おわりに

2013年名誉毀損法の成立は、第1条に基づく深刻な被害の証明要件によって些末な訴因による訴訟が、また第9条に基づく欧州外からの訴訟制限により「ライベルツーリズム」が制限されることになった点に大きな意義があると思われる⁽⁴⁸⁾。抗弁に関する規定はコモン・ローのそれを成文化したものが多く、「公正な批評」に代わって導入された「正直な見解」は前者に付随した「公益に関わる」という条件が外れたことで非常に使い易くなり⁽⁴⁹⁾、ウェブサイ

(44) House of Lords House of Commons Joint Committee on the Draft Defamation Bill, *op. cit.* (16), p.10.

(45) 民事法及び商法の判決を、欧州連合加盟国と欧州自由貿易連合加盟国の間で共通して適用することを目的として、2007年10月30日に締結された条約。

(46) Alexander Horne, *op. cit.* (8), pp.11, 20.

(47) Taylor Wessing LLP, *Defamation Act 2013: Taylor Wessing analysis*, 1 May 2013, p.5. <<http://www.taylorwessing.com/fileadmin/files/docs/The-Defamation-Act-2013.pdf>>

(48) John Aglionby, "UK Defamation Act aims to end trivial claims and libel tourism", *FT Com*, Dec 31, 2013.

(49) Harriet Brown, *Fair comment to honest opinion – what's new?*, Farrer & Co, September 2013. <<http://www.farrer.co.uk/Global/Briefings/-06%20Private%20Client/Fair%20comment%20to%20honest%20opinion%20-%20whats%20new.pdf>>

ト管理者の免責、著者、編集者以外の保護（第5条及び第10条）等でインターネット時代に即し二次的公表者を守る規定が盛り込まれている点も評価されている⁵⁰⁾。

2013年法はこれまでの規定を極端に変えないが、名誉の保護と表現の自由のバランスを後者の方に傾けることは間違いなく、また諸々の規定が成文化されたことで裁判手続がより簡易に決着し、それによって問題視されていた裁判費用が抑えられる可能性もあるといわれる⁵¹⁾。

ただ2013年法の適用範囲はイングランド及

びウェールズであり、スコットランドは第6条（査読を受けた声明の免責）と第7条（免責対象となる報告の分野の拡大）に限ってこれを採択し、北アイルランドは新規定を一切採択していない。特に北アイルランドに関しては次の「ライベルの都」になる可能性も示唆され、メディア業界を中心にイギリス全地域における名誉毀損法の標準化を訴える声が上がっており⁵²⁾、こちらの動向にも注視が必要である。

（おかひさ けい）

⁵⁰⁾ Matthew Collins, *Extreme makeover: England's new defamation law*, Oxford University Press Blog, 31 December 2013. <http://blog.oup.com/2013/12/england-defamation-law/>

⁵¹⁾ Nick Armstrong, *The Defamation Act 2013 – a first look*, May 2013. http://www.charlesrussell.co.uk/UserFiles/file/pdf/ITV_articles/week_187_media_article.pdf

⁵²⁾ Mike Nesbitt, "Why Belfast must never become a town called sue: Failure to adopt Westminster's muchneeded libel law reform in Northern Ireland will turn Belfast into a libel capital," *Belfast Telegraph*, 23 July 2013.

2013 年名誉毀損法

Defamation Act 2013 (2013 CHAPTER 26)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶訳

【目次】

深刻な被害に関する要件

第 1 条 深刻な被害

抗弁

第 2 条 真実

第 3 条 正直な見解

第 4 条 公益事項に関する公表

第 5 条 ウェブサイトの管理者

第 6 条 科学的又は学術的雑誌等における査読を受けた声明

第 7 条 免責の対象となる報告等

単一公表ルール

第 8 条 単一公表ルール

裁判権

第 9 条 英国又は欧州連合加盟国等に本拠地を置かない者に対する訴訟

第 10 条 著者、編集者等でない者に対する訴訟

陪審審理

第 11 条 審理は裁判所命令がない限り陪審を経ないこと

判決の概要

第 12 条 判決の概要を公表することを命じる裁判所権限

声明の削除等

第 13 条 声明を削除し、又は頒布を止める命令
スランダー

第 14 条 特別な被害

総則

第 15 条 公表及び声明の意味

第 16 条 派生的改正及び除外

第 17 条 簡略題名、適用範囲及び施行

[長文題名]

名誉毀損法を改正する法律⁽¹⁾

[2013 年 4 月 25 日制定]

女王陛下は、現在の議会に参集した聖俗貴族及び庶民の助言と承認を得てこれにより、並びに同様の権能⁽²⁾により、この法律を次のように制定する。

深刻な被害に関する要件

第 1 条 深刻な被害

(1) ある声明 (statement) の公表が原告の評判に対し、深刻な被害を及ぼしたか、又は及ぼす可能性が高い場合でなければ、これを名誉毀損とはみなさない。

(2) この条の目的のために、営利組織の評判に対する被害は、これが深刻な財政的損失を及ぼしたか、又は及ぼす可能性が高い場合でなければ、これを「深刻な被害」であるとはみなさない。

抗弁

第 2 条 真実

(1) 被告が、訴えられた声明によってもたらされた非難が実質的に真実であると立証することは、名誉毀損訴訟における抗弁となる。

(2) 第 3 項は、訴えられた声明が 2 以上の異なる非難をもたらしているときに限り、名誉毀

(1) 本稿は Defamation Act 2013 (2013 Chapter 26) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/26>) を元に作成した。また、訳に当たっては [] 内の語句を著者で補っている。

(2) 「同様の権能」の原語は、“the authority of the same”である。

損訴訟に適用する。

- (3) 1 又は 2 以上の非難が実質的に真実であると立証されなかった場合においても、実質的に真実であると立証された非難を考慮した上で、実質的に真実であると立証されなかった非難が原告の評判に対する深刻な被害にあたらぬときには、この条に基づく抗弁は成立する。
- (4) コモン・ローに基づく正当性の抗弁を廃止し、これにより 1952 年名誉毀損法第 5 条（正当性）を廃止する。

第 3 条 正直な見解

- (1) 被告が次の各項に掲げる条件を満たしていることを立証することは、名誉毀損訴訟における抗弁となる。
- (2) 第一の条件は、訴えられた声明が見解の声明であること。
- (3) 第二の条件は、訴えられた声明が、当該見解の根拠を一般的に又は具体的に提示していること。
- (4) 第三の条件は、正直な人物ならば次の各号に掲げることを根拠として、当該見解を持ちえたであろうこと。
 - (a) 訴えられた声明が公表された時期に存在したあらゆる事実。
 - (b) 訴えられた声明の前に公表された「免責声明」の中で、事実として主張されたあらゆるもの。
- (5) 原告が、被告が当該見解を持っていなかったことを立証した場合には、抗弁は成立しない。
- (6) 第 5 項は、訴えられた声明が第三者（「著者」）によって作成され、被告により公表された場合には適用しない。この場合において、著者が当該見解を持たないことについて被告が知っていたか、又は当然知っているはずであったことを原告が立証したときは、抗弁は成立しない。

- (7) 第 4 項(b)の目的のために、訴えられた声明について公表の責任者が次の抗弁を 1 又は 2 以上有する場合には、当該声明は「免責声明」であるものとする。
 - (a) 第 4 条に基づく抗弁（公益事項に関する公表）
 - (b) 第 6 条に基づく抗弁（科学的又は学術的雑誌等における査読を受けた声明）
 - (c) 1996 年名誉毀損法第 14 条に基づく抗弁（絶対的免責によって保護された法的手続の報告）
 - (d) 1996 年名誉毀損法第 15 条に基づく抗弁（限定的免責によって保護された報告）
- (8) コモン・ローに基づく公正な批評の抗弁を廃止し、これにより 1952 年名誉毀損法第 6 条（公正な批評）を廃止する。

第 4 条 公益事項に関する公表

- (1) 被告が次の各号に掲げる事項をすべて立証することは、名誉毀損訴訟における抗弁となる。
 - (a) 訴えられた声明が公益事項に関する声明であったか、又はそのような声明の一部であったこと。
 - (b) 被告が、当該声明の公表が公益に関わるものであると合理的に信じていたこと。
- (2) 裁判所は、第 3 項及び第 4 項に従って、被告が第 1 項に規定する事項を立証したか否かを判断するに当たり、当該訴訟のあらゆる状況を考慮しなければならない。
- (3) 訴えられた声明が、原告が当事者であった紛争についての正確かつ公平な説明であったか又はそのような説明の一部であった場合には、裁判所は、当該声明の公表が公益に関わると被告が信じたことが合理的であったか否かを判断するに当たり、被告が当該声明によってもたらされた非難が真実であることを確認する手段を講じなかったことを無視しなければならない。

- (4) 裁判所は、訴えられた声明の公表が公益に関わると被告が信じたことが合理的であったか否かを判断するに当たり、編集上の判断に対して、裁判所が適当と考える酌量を与えなければならない。
- (5) この条に規定する抗弁は、訴えられた声明が事実の声明であると、見解の声明であるとかかわらず被告側の異議として行うことができる。
- (6) レイノルズ抗弁として知られている、コモン・ローに基づく抗弁を廃止する。

第5条 ウェブサイトの管理者

- (1) この条は、ウェブサイトに掲載された声明について、当該サイト管理者に対して名誉毀損の訴訟が提起された場合に適用する。
- (2) 管理者が、当該ウェブサイトへ声明を投稿したのが管理者自身でないことを立証することは、抗弁となる。
- (3) 原告が次の各号に掲げるすべての事項を立証した場合には、この条に基づく抗弁は成立しない。
- (a) 原告が声明を投稿した者を特定することが可能でないこと。
- (b) 原告が声明に関して被告に苦情の通知を送ったこと。
- (c) 管理者が当該苦情の通知に対し、規則に含まれた規定に則った対応をしなかったこと。
- (4) 第3項(a)の目的のために、原告がある者を「特定」することが可能であるといえるのは、原告がその者に対して訴訟を提起するために十分な情報を有しているときに限る。
- (5) 規則は次の各号に掲げる事項について規定することができる。
- (a) 苦情の通知に対応してウェブサイト管理者が行うべき行為（特に声明を投稿した者の身元又は詳細な連絡先並びに投稿の削除に関する行為を含むことができる）に関す

- る規定
- (b) 当該行為を行うにあたっての、期限を指定する規定
- (c) 裁判所に対し、指定された期限の終了後に行われた行為を終了前に行われた行為として扱う裁量権を付与する規定
- (d) この条の目的のために定めるその他の規定
- (6) 苦情の通知とは、第7項によって定められた規定に従った上で、次の各号に掲げるすべての事項を含むものをいう。
- (a) 原告の名前を指定すること。
- (b) 問題となる声明を定め、これがなぜ原告にとって名誉毀損となるかを説明すること。
- (c) ウェブサイトのどこに声明が投稿されているかを指定すること。
- (d) 規則に指定されたその他の情報を含むこと。
- (7) 規則は、苦情の通知に該当しない通知を、この条又はこの条に基づいて定められた規定の目的のために、苦情の通知として扱うべき状況について規定を定めることができる。
- (8) この条に基づく規則について、次の各号に掲げるように定める。
- (a) 異なる状況にあわせて異なる規定を定めることができる。
- (b) 制定法に基づく法的文書 (statutory instrument) により定める。
- (9) この条に基づく規則を規定する制定法に基づく法的文書は、その草案が議会の両院に提出され、決議によって承認されない限り、定めることができない。
- (10) この条において「規則」とは国務大臣によって定められる規則をいう。
- (11) 原告が、問題となる声明の投稿に関してサイト管理者が悪意をもって行為を行ったことを立証した場合には、この条に基づく抗弁は成立しない。
- (12) この条に基づく抗弁は、ウェブサイト管理

者が他の者により投稿された内容を管理しているという事実のみを理由として不成立となることはない。

第6条 科学的又は学術的雑誌等における査読を受けた声明

- (1) 科学的又は学術的雑誌（電子媒体で刊行されるか他の媒体で刊行されるかを問わない）における声明の公表は、次の各項に掲げる条件を満たしている場合には、免責となる。
- (2) 第一の条件は、声明が科学的又は学術的にかかる分野に関するものであること。
- (3) 第二の条件は、声明が当該雑誌で公表されるに先立ち、声明の科学的又は学術的価値に関する独立した査読が、次の各号に掲げるすべての者によって行われたこと。
 - (a) 雑誌の編集者
 - (b) 関連する科学的又は学術的分野の専門知識を有する1又は2以上の者
- (4) ある科学的又は学術的雑誌における声明の公表が第1項によって免責となった場合において、次の各号に掲げる条件がすべて満たされているときは、同じ雑誌における当該声明の科学的または学術的価値に関するいかなる評価の公表もまた免責となる。
 - (a) 評価が、声明の独立した査読を行った1又は2以上の者によって書かれたこと。
 - (b) 評価が、査読の過程で書かれたこと。
- (5) この条によって声明又は評価の公表が免責となった場合には、当該声明又は評価の公正かつ正確な転写、抜粋又は要約を公表することも免責となる。
- (6) 悪意をもって作成されたことが立証された場合には、公表はこの条に基づく免責とはならない。

(7) この条のいかなる規定も、次の各号に掲げるように解釈してはならない。

- (a) 法律により公表が禁じられている事項の公表を保護すること。
 - (b) この条に基づく免責以外の免責を制限すること。
- (8) 第3項(a)における「雑誌編集者」とは、2以上の編集者がいる雑誌においては、問題となった声明の公表に責任を有する1又は2以上の編集者をいうものとする。

第7条 免責の対象となる報告等

- (1) 1996年名誉毀損法第14条第3項（裁判手続の報告を絶対的免責とする）を、以下のよう
に改める。
「この条は次に掲げる裁判所及び審判所に適用する。
 - (a) 連合王国内のあらゆる裁判所
 - (b) 連合王国外の国又は地域の法律に基づいて設置されたあらゆる裁判所
 - (c) 国際連合安全保障理事会又は国際約束によって設置された国際裁判所若しくは審判所なお、(a)号及び(b)号中「裁判所」とは、国家の司法権を行使するあらゆる審判所又は機関を含む。」
- (2) 同法第15条第3項（限定的免責）において、「社会的関心」を「公益」に改める。
- (3) 同法附則1（限定的免責）を、以下のよう
に改正する⁽³⁾。
- (4) 同法附則1の第9条及び第10条を以下の
ように改める。
「第9条
 - (1) 公衆が知るために、次の各号の掲げるものにより又はそのために発行された通

(3) 1996年名誉毀損法第15条及び附則1は、欧州連合議会、欧州連合加盟国、国際機関の発信した情報とそこから派生した報告に限定的免責を適用していたが、以下(10)までの改正で、これが世界各国の立法府、政府、その他該当機関等に拡大されることとなった。

知、その他の資料の公正かつ正確な転写、
抜粋又は要約

- (a) 世界各国の立法府又は政府
- (b) 世界各国の政府としての機能を果たす当局
- (c) 国際機関又は国際会議

(2) この条中「政府としての機能」とは警察機能を含む。

第 10 条

世界各国の裁判所又は当該裁判所の裁判官若しくは官吏によって利用に供された文書の公正かつ正確な転写、抜粋若しくは要約」

(5) 同法附則 1 の第 11 条の後に、次の条文を挿入する。

「第 11A 条

公益事項に関する議論のために世界各国で開催された記者会見の公正かつ正確な議事録」

(6) 同法附則 1 の第 12 条（一般に開かれた集会の議事録）を次のように改める。

- (a) 第 1 項中「欧州連合加盟国内の」を「世界各国の」に改める。
- (b) 第 2 項中「社会的関心」を「公益」に改める。

(7) 同法附則 1 の第 13 条（公開会社における集会の議事録）を以下のように改める。

- (a) 第 1 項中「連合王国の公開会社⁽⁴⁾」を「上場会社」に改める。
- (b) 第 2 項から第 5 項を以下のように改める。

「(2) 次の各号に掲げるいずれかの者によって上場会社の構成員に配布されたあらゆる文書の公正かつ正確な転写、抜粋又は要約

- (a) 会社の取締役会又はその権限を有する者

(b) 会社の監査役

(c) 法令の規定に基づいて付与された権利を遂行する会社のあらゆる構成員

(3) 取締役又は監査役の任命、辞職、退職又は免職に関して、上場会社の構成員に配布された文書の公正かつ正確な転写、抜粋又は要約

(4) この条において「上場会社」とは、2009 年法人税法第 12 部（第 1005 条参照）におけるものと同一の意味を有する。」

(8) 同法附則 1 の第 14 条（特定の種類の団体における研究結果又は決定の報告）において、

(a)号の前の文中の「連合王国内又はその他欧州連合加盟国内の」を「世界各国の」に改める。

(9) 同法附則 1 の第 14 条の後に以下の条文を挿入する。

「第 14A 条

- (a) 世界各国で開催された科学的又は学術的会議の公正かつ正確な議事録
- (b) 当該会議で発表された資料の公正かつ正確な転写、抜粋又は要約」

(10) 同法附則 1 の第 15 条（この条の目的のために大法官によって指定された者による声明の報告等）を次のように改める。

「第 15 条

(1) この条の目的のために大法官の命令によって指定された機関、官吏、その他の者によって発行されたあらゆる司法的判断、報告、声明又は通知の公正かつ正確な要約、転写又は抜粋

(2) この条に基づく命令は、制定法に基づく法的文書により定められ、議会の両院のいずれかの決議によって無効となる。」

(4) Public company. 正式には public limited company（公開有限責任会社）のことで、株式が有限責任である会社（company limited by shares）と保証が有限責任である会社（company limited by guarantee）に分けられる。2006 年企業法第 4 条を参照。〈http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/pdfs/ukpga_20060046_en.pdf〉

- (11) 同法附則 1 の第 16 条及び第 17 条（総則）を以下のように改める。

「第 16 条

この附則において、

「裁判所」は次の各号に掲げる機関を含む。

- (a) あらゆる国又は地域の法律に基づいて設置され、国家の司法権を行使するあらゆる審判所又は機関
- (b) 国際連合安全保障理事会又は国際約束によって設置された国際審判所
- (c) 国家間の紛争事案を裁定する国際審判所

「国際会議」とは 2 以上の政府の代表が出席する会議をいう。

「国際機関」とは 2 以上の政府が構成員となる機関をいい、あらゆる委員会又は当該機関に従属するその他の組織を含む。

「立法府」は地方の立法府を含む。

「欧州連合加盟国」は欧州連合加盟国の欧州における属領を含む。」

単一公表ルール

第 8 条 単一公表ルール

- (1) この条はある者 [が次の(a)にいう公表を行い、続いて(b)にいう公表を行った場合] に適用する。
- (a) 声明を公衆向けに公表すること（「第 1 の公表」）。
 - (b) 引き続き（公衆向けか否かを問わず）当該声明又は実質的に同じ声明を公表すること。
- (2) 第 1 項中「公衆向けに公表する」とは、公衆の一部に公表することを含む。
- (3) 1980 年出訴期限法第 4A 条（名誉毀損の出

訴期限等）の目的のために、引き続いて行われた公表に対する名誉毀損の訴因は、第 1 の公表の時点で発生したものとして扱う。

- (4) 引き続いて行われた公表の様相が第 1 の公表と大きく異なる場合には、この条は適用しない。
- (5) 引き続いて行われた公表が、第 1 の公表と大きく異なるか否かを判断するに当たって、裁判所は（他の事項の中でも特に）次の事項を考慮することができる。
 - (a) 声明の認知度
 - (b) 引き続いて行われた公表の範囲
- (6) この条の適用については次のとおりとする。
 - (a) この条は、1980 年出訴期限法第 32A 条（名誉毀損の出訴期限の裁量的除外）に基づく裁判所の裁量には影響しない。
 - (b) 同条第 1 項(a)の同法第 4A 条への適用は、この条の場合にも適用するものとする⁽⁵⁾。

裁判権

第 9 条 英国又は欧州連合加盟国等に本拠地を置かない者に対する訴訟

- (1) この条は、次の各号に掲げる国に本拠地を置かない者に対する名誉毀損訴訟に適用する。
- (a) 連合王国
 - (b) その他の欧州連合加盟国
 - (c) 当分の間、ルガノ条約の締約国である国
- (2) 裁判所は、訴えられた声明が公表された全ての場所のうち、イングランド及びウェールズが当該声明に関する訴訟を行う上で明白に最適であると判断した場合でない限り、この条を適用する訴訟を審理し、裁定する裁判権

(5) 1980 年出訴期限法第 4A 条は名誉毀損の出訴期限を 1 年以内と定めており、また同法第 32A 条は法の公正な適用のために、この期限の適用を除外する裁量権を裁判官に付与する。この条文の趣旨は、名誉毀損の訴因発生が最初の公表に限定され、かつ出訴期限が 1 年に限定されることに対して、この裁量権で釣り合いをとるということである。

を有しない。

- (3) 第2項における訴えられた声明は、当該声明と同じ又は実質的に同じ非難をもたらすあらゆる声明を含む。
- (4) この条の目的のために、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。
- (a) 連合王国又はその他の欧州連合加盟国に本拠地を置くとは、当該者がブリュッセル規則に定める意味でそこに本拠地を置いていることをいう。
- (b) ルガノ条約締約国に本拠地を置くとは、当該者がルガノ条約に定める意味でそこに本拠地を置いていることをいう。
- (5) この条において「ブリュッセル規則」及び「ルガノ条約」は、次の各号に定めるところによる。

「ブリュッセル規則」とは、2000年12月22日に制定され、数次にわたり改正され、欧州共同体とデンマーク王国との間で締結された民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する2005年10月19日の協定（官報第L299号62ページ2005年11月16日）によって適用された、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する理事会規則（EC）No.44/2001をいう。

「ルガノ条約」とは、2007年10月30日に欧州共同体のために調印された、欧州共同体とアイスランド共和国、ノルウェー王国、スイス連邦及びデンマーク王国との間の、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する条約をいう。

第10条 著者、編集者等でない者に対する訴訟

- (1) 裁判所は、著者、編集者又は出版者に対して訴訟を起こすことが合理的に実行可能でな

いと判断した場合でない限り、訴えられた声明の著者、編集者又は出版者でない者に対する名誉毀損訴訟を審理し、裁定する裁判権を有しないものとする。

- (2) この条において「著者」、「編集者」及び「出版者」は1996年名誉毀損法第1条と同じ意味を有する。

陪審審理

第11条 審理は裁判所命令がない限り陪審を経ないこと

- (1) 1981年上級裁判所法第69条第1項（長期にわたる文書等の審査が必要でない限り、女王座部⁽⁶⁾における特定の訴訟を陪審によって裁くべきこと）(b)から、「ライベル、スランダー」を削除する。
- (2) 1984年州裁判所法第66条第3項（長期にわたる文書等の審査が必要でない限り、州裁判所における特定の訴訟を陪審によって裁くべきこと）(b)から、「ライベル、スランダー」を削除する。

判決の概要

第12条 判決の概要を公表することを命じる裁判所権限

- (1) 名誉毀損訴訟において、裁判所が原告の訴えを認める判決を下したときは、当該裁判所は被告に判決の概要を公表するよう命じることができる。
- (2) 概要の文言並びに公表の時期、態様、形式及び場所は、当事者が合意するものとする。
- (3) 文言について当事者が合意できない場合には、文言は裁判所が確定する。
- (4) 公表の時期、態様、形式及び場所について当事者が合意できない場合には、裁判所は、これらの事項に関し当該状況において合理的

(6) 正式には高等法院女王座部（Queen's Bench Division of the High Court）。主に名誉毀損、契約不履行、身体傷害等における賠償請求を扱う。〈<https://www.justice.gov.uk/courts/rcj-rolls-building/queens-bench>〉

で実行可能と考える指示を与えることができる。

- (5) この条は、裁判所が、1996年名誉毀損法第8条第3項（主張の即決処理）に基づいて原告の訴えを認める判決を下したときは、適用しない。

声明の削除等

第13条 声明を削除し、又は頒布を止める命令

- (1) 名誉毀損訴訟において、裁判所が原告の訴えを認める判決を下したときは、当該裁判所は次の各号に掲げる命令を下すことができる。
- (a) 名誉毀損の声明が投稿されたウェブサイトの管理者に、当該声明を削除させること。
- (b) 名誉毀損の声明の著者、編集者又は出版者でない者に、声明を含む資料の頒布、販売又は陳列を止めさせること。
- (2) この条において、「著者」、「編集者」及び「出版者」は、1996年名誉毀損法第1条と同じ意味を有する。
- (3) 第1項は、同項に関わらない裁判所の権限に影響しない。

スランダー

第14条 特別な被害

- (1) 1891年女性に対するスランダー法を廃止する。
- (2) ある者が感染性又は伝染性の病気に罹患しているという非難をもたらす声明の公表は、その公表が当該者に特別な被害を及ぼさない限り、スランダーの訴因とならない。

総則

第15条 「公表」及び「声明」の意味

この法律において、「公表する」及び「公表」は、声明に関して、名誉毀損法に関する法規が一般

に有する意味と同じ意味を有するものとする。「声明」は、言葉、画像、視覚映像、身振り又はその他意味を表明するあらゆる方法をいう。

第16条 派生的改正及び除外

- (1) 1974年犯罪者社会復帰法第8条（名誉毀損訴訟）を、第2項及び第3項に則って改正する。
- (2) 同条第3項中「正当性若しくは公正な批評の抗弁又は」を「当該者が利用可能な2013年名誉毀損法第2条又は第3条に基づく〔抗弁〕又はその他の〔絶対的又は限定的免責の〕抗弁」に改める⁽⁷⁾。
- (3) 同条第5項中「正当性の抗弁」を「2013年名誉毀損法第2条に基づく抗弁」に改める。
- (4) この法律第1条又は第14条のいかなる規定も、該当する条が施行される前に発生した訴因について影響を及ぼさない。
- (5) 第2条から第7条まで又は第10条のいかなる規定も、該当する条が施行される前に訴因が発生した場合には、名誉毀損訴訟に関して影響を及ぼさない。
- (6) 第8条を適用するか否かを判断するにあたっては、同条の施行前に行われた公表を考慮の対象としてはならない。
- (7) 第9条又は第11条のいかなる規定も、該当する条が施行される前に開始した名誉毀損訴訟に関して影響を及ぼさない。
- (8) 第3条第7項(a)の目的のために、あらゆる名誉毀損訴訟に対して第4条に基づく抗弁が成立するか否かを判断するにあたっては、この条第5項の運用は無視する。

第17条 簡略題名、適用範囲及び施行

- (1) この法律は、2013年名誉毀損法として呼称される。

(7) この条文の趣旨は正当性の抗弁を真実の抗弁に、公正な批評の抗弁を正直な見解の抗弁に差し替えるということである。

- (2) 第 2 項に従った上で、この法律はイングランド及びウェールズにのみ適用される。
- (3) 次の各号に掲げる規定はスコットランドにも適用される。
 - (a) 第 6 条
 - (b) 第 7 条第 9 項
 - (c) 第 15 条
 - (d) 第 16 条第 5 項（第 6 条及び第 7 条第 9 項に関する限りにおいて）
 - (e) この条
- (4) 第 5 項及び第 6 項に従った上で、この法律

の規定は、国务大臣が制定法に基づく法的文書により定めた命令によって指定した日に施行される。

- (5) 第 6 条及び第 7 条第 9 項は、スコットランドに適用される限りにおいて、スコットランドの大臣が命令によって定めた日に施行される。
- (6) 第 15 条、第 16 条第 4 項から第 8 項まで及びこの条は、この法律が成立した日をもって施行される。

(おかひさ けい)